

3. 施設基準等届出

○入院時食事療養（Ⅰ）

入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時適温で提供しております。

また予め定められた日に、患者さんに対して提示する複数のメニューから、お好みの食事を選択できる「複数（セレクト）メニュー」を実施しております。

・1日1食当たりの標準負担額

- 一般の方：510円
- 住民税非課税世帯の方：240円
- 住民税非課税世帯の方で過去1年間の入院日数が90日を超えている場合：190円
- 住民税非課税世帯に属し、かつ所得が一定基準に満たない70歳以上の高齢受給者：110円

○基本診療料の施設基準等に係る届出

- 医療 DX 推進体制整備加算
- 一般病棟入院基本料（急性期一般入院料 1）
- 結核病棟入院基本料（7 対 1 入院基本料）
- 障害者施設等入院基本料（7 対 1 入院基本料）
- 救急医療管理加算
- 診療録管理体制加算 1
- 医師事務作業補助体制加算 1（25 対 1）
- 看護職員夜間配置加算（16 対 1）
- 急性期看護補助体制加算（25 対 1）
- 夜間 100 対 1 急性期看護補助体制加算
- 夜間看護体制加算
- 看護補助体制充実加算 2
- 特殊疾患入院施設管理加算
- 療養環境加算
- 重症者等療養環境特別加算
- 無菌治療室管理加算 1
- 無菌治療室管理加算 2
- 栄養サポートチーム加算
- 医療安全対策加算 1
- 感染対策向上加算 1（指導強化加算）

- 患者サポート体制充実加算
- 褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- 呼吸ケアチーム加算
- 術後疼痛管理チーム加算
- 後発医薬品使用体制加算 1
- バイオ後続品使用体制加算
- 病棟薬剤業務実施加算 1
- 病棟薬剤業務実施加算 2
- データ提出加算 2
- 入退院支援加算(入院時支援加算)
- 認知症ケア加算2
- せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ハイケアユニット入院医療管理料1
- 早期離床・リハビリテーション加算
- 早期栄養介入管理加算
- 小児入院医療管理料 3
- 地域包括ケア病棟入院料 2
- 入院時食事療養費 I
- 超急性期脳卒中加算
- 地域医療体制確保加算
- 精神疾患診療体制加算

○特掲診療料の施設基準等に係る届出

- ウイルス疾患指導料
- 心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算
- 糖尿病合併症管理料
- がん性疼痛緩和指導管理料
- がん患者指導管理料イ
- がん患者指導管理料ロ
- がん患者指導管理料ハ
- 移植後患者指導管理料（造血幹細胞移植後）
- 糖尿病透析予防指導管理料
- 院内トリアージ実施料
- 夜間休日救急搬送医学管理料の注3に規定する救急搬送看護体制加算
- ニコチン依存症管理料
- 開放型病院共同指導料 1
- 肝炎インターフェロン治療計画料
- 薬剤管理指導料
- 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- 医療機器安全管理料 1
- 在宅療養後方支援病院
- 持続血糖測定器加算及び皮下連続式グルコース測定
- 遺伝学的検査
- BRCA1/2 遺伝子検査

- 検体検査管理加算(Ⅰ)
- 検体検査管理加算(Ⅳ)
- 胎児心エコー法
- 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ヘッドアップティルト試験
- 神経学的検査
- ロービジョン検査判断料
- 小児食物アレルギー負荷検査
- 内服・点滴誘発試験
- CT透視下気管支鏡検査加算
- 骨髄微小残存病変量測定
- 先天性代謝異常症検査
- 画像診断管理加算 2
- 遠隔画像診断
- CT撮影及びMRI撮影
- 冠動脈CT撮影加算
- 心臓 MRI 撮影加算
- 抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- 外来腫瘍化学療法診療料 1
- 外来化学療法加算 1
- 連携充実加算
- がん薬物療法体制充実加算
- 無菌製剤処理料
- 心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)
- 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
- 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)

- 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- がん患者リハビリテーション料
- 二次性骨折予防継続管理料 1
- 二次性骨折予防継続管理料 2
- 二次性骨折予防継続管理料 3
- 下肢創傷処置管理料
- 静脈圧迫処置(慢性静脈不全に対するもの)
- 硬膜外自家血注入
- エタノールの局所注入(甲状腺)
- エタノールの局所注入(副甲状腺)
- 人工腎臓
- 導入期加算1
- 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ストーマ合併症加算
- 歩行運動処置(ロボットスーツによるもの)
- 脳刺激装置植込術(頭蓋内電極植込術を含む。)及び脳刺激装置交換術
- 乳がんセンチネルリンパ節加算1及びセンチネルリンパ節生検(併用)(乳がんセンチネルリンパ節加算1)
- 乳がんセンチネルリンパ節加算2及びセンチネルリンパ節生検(単独)(乳がんセンチネルリンパ節加算2)
- ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- 大動脈バルーンパンピング法(IABP法)
- 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術

- 人工尿道括約筋植込・置換術
医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則 5 及び 6
(歯科点数表第 2 章第 9 部の通則 4 を含む。)に
掲げる手術
- 緊急整復固定加算及び緊急挿入加算
- 脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- 胃瘻造設術(経皮的内視鏡下胃瘻造設術、
腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。)医科点数表第 2 章
第 10 部手術の通則 16 に規定する手術
- 輸血管理料 I
- 輸血適正使用加算
- 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- 麻酔管理料(I)
- 高エネルギー放射線治療
- 保険医療機関間の連携による病理診断
- 悪性腫瘍病理組織標本加算
- 看護職員処遇改善評価料 43
- 外来・在宅ベースアップ評価料(I)
- 入院ベースアップ評価料 56

○歯科

- クラウン・ブリッジ維持管理料
- 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)